

平成24年3月27日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

監査委員公告	
○監査結果の公表	1

監 査 委 員 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき、その監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成24年3月27日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

以下、行政監査結果報告書全文記載

平成23年度

行政監査結果報告書

「NPO法人との協働・連携について」

平成24年3月

秋田県監査委員

目 次

第1 行政監査の概要	1
1 行政監査の趣旨及び監査テーマ	1
2 行政監査テーマの選定理由及び目的	1
3 行政監査の主な着眼点	1
4 行政監査の実施方法及び実施時期	1
5 事前調査結果の概要	3
第2 監査対象事業等の現状	3
1 秋田県のNPO法人の現状	3
2 NPO法人に対するアンケート調査結果の概要	5
3 NPO法人等との協働・連携に関する主な施策	7
第3 監査の結果及び意見	9
1 協働・連携事業の積極的かつ効果的な推進について	9
2 協働・連携を推進するための環境整備について	11
第4 おわりに — 協働社会構築に向けて —	12
1 県、市町村、NPO法人等との協働・連携の推進	12
2 NPO法人の組織財政基盤の強化支援	12
資料	13
資料1 関係課所調査対象事業	13
資料2 NPO法人と秋田県との協働事業に関するアンケート調査集計	15

第1 行政監査の概要

1 行政監査の趣旨及び監査テーマ

行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、県の事務が法令、条例等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、経済性、効率性、有効性が確保されているかなどについて実施するものである。本県では、県の中長期計画及び定期監査の結果等を踏まえて、毎年、行政監査テーマを定めて実施しており、平成23年度は「NPO法人との協働・連携について」をテーマとした。

2 行政監査テーマの選定理由及び目的

県の限られた資源（財源、人材、ノウハウ等）の中で、複雑多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、市町村はもとよりNPO法人、企業、ボランティア団体などとの協働による取組が有効かつ不可欠である。

このため、県では「ふるさと秋田元気創造プラン」の5つの戦略の1つに「協働社会構築戦略」を掲げ、各般にわたる施策事業を展開するとともに、「新行財政改革大綱」においても、多様な主体との協働の推進に積極的に取り組むこととしている。

こうしたことを踏まえ、協働の中核的な担い手となるNPO法人との協働・連携が適切に推進されているか、NPO法人の活動しやすい環境が整備されているかなどについて監査し、活力ある地域づくりの実現に資するものとする。

3 行政監査の主な着眼点

行政監査の主な着眼点は、次のとおりである。

(1) NPO法人との協働について

- ① NPO法人との協働事業に積極的に取り組んでいるか。
- ② 協働事業の目的、役割分担、責任の所在は明確になっているか。
- ③ 協働事業の参加機会は確保されているか。
- ④ 協働事業の評価と事業への反映を十分行っているか。

(2) 協働を推進するための環境整備について

- ① 全庁的な推進体制は整備されているか。
- ② 活動環境整備のための支援措置を講じているか。
- ③ 県、市町村、NPO法人との連携はとれているか。
- ④ NPO法人に関する広報や啓発は効果的に行われているか。

4 行政監査の実施方法及び実施時期

(1) 実施方法

- ① NPO法人と県との協働事業に関するアンケート調査

県とNPO法人との協働について、現況を把握し監査を実施する際の基礎資料とするため、県内のNPO法人を対象として郵送によるアンケート調査を実施した。

対象法人は、平成23年10月28日現在、県の認証を受けているNPO法人276

法人のうち、主たる事務所所在地の詳細を公開している215法人で、調査の結果、回答者数は118法人であり、回答率は55%であった。

調査結果の概要は第2の2のとおりである。

② 事前調査

平成22年度における県とNPO法人との協働・連携事業の実施状況を把握するため、県の全課所（議会、人事委員会、監査委員及び労働委員会各事務局を除く。）319課所を対象として事前調査を実施した。

事前調査結果の概要は、第1の5のとおりである。

③ 予備監査

予備監査は、②の結果を踏まえ、予備監査対象課所及び対象事業を選定の上、事務局職員により、予備監査対象課所から行政監査資料の提出を求め、担当者の説明を聴取し関係書類を調査、確認する方法により実施した。

予備監査の対象課所及び事業は、全庁的な協働・連携推進事業の取組状況を監査するために、当該事務の所管課である企画振興部地域活力創造課を対象としたほか、個別の協働事業については、②により報告のあった協働事業の分野及び形態、部局や地域的なバランス、さらに各課所が所管する事業数と内容を考慮して対象を選定し、合わせて23課所の62事業を対象とした。

④ 監査

監査は、③の結果を踏まえ、監査委員が監査対象課所から提出された行政監査資料により、監査対象課所長等の説明を聴取し関係書類を調査、確認する方法により実施した。

なお、一部の課所及び事業については、③の対象課所から提出された行政監査資料及び③の結果を検討して行う書面監査の方法により実施した。

(2) 実施時期

① アンケート調査

平成23年11月4日から平成23年11月18日まで実施した。

② 事前調査

平成23年11月4日から平成23年11月18日まで実施した。

③ 予備監査

平成24年1月18日から平成24年2月2日まで実施した。

④ 監査

平成24年2月16日に実施した。

5 事前調査結果の概要

事前調査の対象319課所全てから回答があり、その結果、平成22年度においてNPO法人と協働事業を実施した課所は44課所であり、実施した事業数は111件であることを確認した。

その内訳は、次のとおりである。

区 分		課所数	事業数
知事 部 局	総務部	1	1
	企画振興部	5	26
	健康福祉部	4	16
	生活環境部	6	22
	農林水産部	5	9
	産業労働部	3	4
	建設交通部	2	2
地 域 振 興 局	鹿角地域振興局	3	4
	北秋田地域振興局	2	2
	山本地域振興局	2	5
	秋田地域振興局	2	3
	由利地域振興局	1	4
	仙北地域振興局	2	3
	平鹿地域振興局	2	4
他	教育庁	1	3
	教育機関	1	1
計		44	111

第2 監査対象事業等の現状

1 秋田県のNPO法人の現状

(1) 認証申請及び認証状況

平成23年3月31日現在、県の認証を受けているNPO法人数は264である。(解散した法人を除く。)

また、認証件数の全国に占める割合は0.6%である。

区 分	秋 田 県	全 国
申請数	286	49,326
認証数	264	42,386

(2) 年度別認証数（平成11年度～平成22年度）

NPO法人の年度別認証件数は次のとおりである。（各年度末現在）

年 度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
認証数	10	11	10	26	34	22	17	35	25	26	29	35
認証数累計	10	21	31	57	91	113	130	165	190	216	245	280
解散した法人数					2	1	3	3	2	4	1	
認証を受けている法人数	10	21	31	57	89	110	124	156	179	201	229	264

(3) 活動分野別法人認証状況

NPO法人は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定められた17の活動分野に該当する活動を行うこととされているが、本県の認証を受けているNPO法人が行う活動の種類を分野別に集計すると、次のとおりになる。

活動分野別の法人数を見ると、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が63%と最も多く、次いでまちづくりの推進を図る活動の53%、子どもの健全育成を図る活動の48%の順となっている。

特定非営利活動促進法別表（第2条関係）による活動分野	認証を受けている法人数	割合（%）
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	166	63
2 社会教育の推進を図る活動	125	47
3 まちづくりの推進を図る活動	141	53
4 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	115	44
5 環境の保全を図る活動	110	42
6 災害救援活動	34	13
7 地域安全活動	49	19
8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	40	15
9 国際協力の活動	51	19
10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	38	14
11 子どもの健全育成を図る活動	127	48
12 情報化社会の発展を図る活動	47	18
13 科学技術の振興を図る活動	29	11
14 経済活動の活性化を図る活動	65	25
15 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	79	30
16 消費者の保護を図る活動	23	9
17 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	118	45

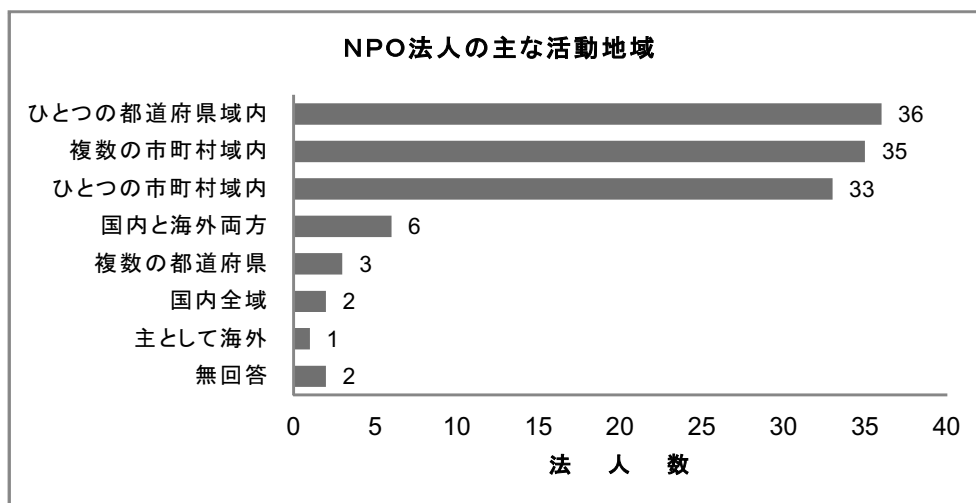
注1) 平成23年3月31日現在、認証を受けている法人数は重複するものも含む。

注2) 各分野の割合（%）は、認証を受けている264法人に対するものである。

2 NPO法人に対するアンケート調査結果の概要

(1) NPO法人の主な活動地域

ひとつの都道府県域内とするものが31%あるほか、複数の市町村域内とするものが30%、ひとつの市町村域内とするものが28%と、全体の58%は主に市町村単位での活動を行っている。



(2) 協働事業のきっかけ、目的、成果について

県との協働事業に取り組んだ経験については、「経験がある」が47%、「経験がない」が53%であり、協働事業を始めるきっかけについては、県からの働きかけによるものが72%を占めた。

協働事業の目的については、合っていたという趣旨の回答が86%あり、合っていなかったという回答はなかった。

協働事業による成果の評価については、95%は成果があったとの回答であった。

(3) 協働事業の役割・責任分担等について

役割・責任分担については、適切だったという趣旨の回答が90%あり、対等な関係で協働事業が実施できたかについては、対等が35%あったが、県が主導的という趣旨の回答は43%あり、法人が主導的という趣旨の回答も23%あった。

県との協議や意見を述べる機会については、協議や意見を述べる機会があったという回答が大多数であったが、なかったという回答も少数ながらあった。

また、事業実施前の協議は88%、事業終了後の協議は70%となっており、平成23年度事業への意見の反映は75%であった。

(4) 協働を推進するために県で実施している支援措置について

NPO活動に関する県民の理解や参加の促進については、51%が一定の評価をしているが、評価しない回答も16%あった。

協働事業への資金援助については、46%は一定の評価をしているが、評価しない回答も18%あった。

協働の活動拠点（施設、意見交換の機会等）の整備については、37%は一定の評価をしているが、評価しない回答も20%あった。

協働を推進する人材の育成については、32%は一定の評価をしているが、評価しない回答も17%あった。

(5) NPO法人からの主な意見

① 財源の確保について

- 法人運営費や人件費の確保に苦慮している。会員募集や事業内容のPR、事業拡大を図る等活動資金、自主財源の確保が必要である。
- 自立した運営資金をもって公的活動をするNPOが増えなければ経済活動活性化につながらない。
- 協働の趣旨にそって民間も自立の道を探り努力しているが、行政の資金面で後押しがほしい。
- 設立時だけでなく継続的支援がほしい。法人維持費用の補助がほしい。

② 協働・連携のあり方や協議について

- 県の各課職員の協働に対する理解度に温度差がある。協働の概念、必要性について徹底した周知が必要。
- 県は横の連絡連携は進んできている。協働・連携社会は、少子高齢化に伴う人口減少県にとっては太い柱であり、成果を上げて、次世代の未来につなげてほしい。
- 単なる委託・受託の関係ではなく、県は協働の相手と徹底して話し合う姿勢を示してほしい。県の財政的な理由のためでなく、より高い事業効果を目指すための協働をしたい。
- 協働事業を行う前に意見を公聴する場を作ってほしい。
- NPO個々の団体との話し合いをし、どんな事業なら可能か、何が課題か、問題点等を協議する機会を作ることからスタートすべき。
- 民間の多様性に柔軟に対応できる意識、組織を作らないと対等な関係は生まれない。県の下請け組織と誤解している対応が時に見られる。

③ 協働事業について

- 安定したスタッフの雇用ができるように長期協働事業もあると安心。
- これまでも県の事業に対する取組については、良くできていると評価している。NPO法人としても、今後も市民参加型の社会を希求し、微力ながら努力していく。

④ 情報の提供について

- 県がどのような事業について協働・連携を進めようとしているのか、事業内容等が多くの県民に周知するように、情報が広く発信されることが必要なことと思われる。
- 「美の国あきたネット（県のホームページ）」から多くの情報を発信してほしい。アクセス方法を簡単にして初心者も容易に見られるように改善してほしい。

⑤ その他

- 個々の事業や活動だけの支援でなく、NPO法人が自立できるような広範囲なバックアップを考えてほしい。それぞれのNPOが自立できてこそ、社会的な活動も多彩になり、新しい公共事業といった概念が初めて地に着くということになるのではないか。
- 会員不足や高齢化、雇用が不安定である等の問題があり、若い世代の入会、後継者の育成や研修、意識啓発に努める必要がある。

3 NPO法人等との協働・連携に関する主な施策

(1) 全庁的な協働推進体制

① 協働推進連絡会議の設置

県とNPO等との更なる協働の推進に向け、全庁的な体制の下で協働に関する進行管理や検証を行うことを目的として、庁内各部局企画担当班長等をもって構成する協働推進連絡会議を設置し、年1~2回程度開催している。

② 秋田県協働推進ガイドの策定

庁内共通の職員向けマニュアルとして、秋田県協働推進ガイドを策定し配布している。

同ガイドは、NPOや協働に関する基本事項をはじめ、事業担当者が、協働に関する理解を深め、協働の各実施段階において適切に対応できるよう事務処理のポイントや手続きなどをまとめたものである。

(2) 参加機会を平等に確保するための対策

県のホームページやNPOサポートセンター(県北・中央・県南)を媒介とした情報誌等により情報の伝達を行っている。

(3) 活動環境整備のための支援

① NPOサポートセンターの設置

地域におけるボランティア・市民活動の促進を図るため、県北・中央及び県南地区において、相談・情報提供業務を行うためNPOサポートセンターを設置している。

- 北部市民活動サポートセンター(平成14年7月30日設置)
- ゆとり生活創造センター「遊学舎」(平成14年11月23日設置)
- 南部市民活動サポートセンター(平成14年7月30日設置)

② 県民協働行動指針の策定

「新しい公共」のコンセプトの下、地域づくりを進めていく上での各主体の役割についての基本的な考え方、多様な主体が協働する場合の一定のルール、協働を推進するための取組等を示すことを目的に、県民協働行動指針を策定し関係者に周知している。

※ 新しい公共 : 県民、NPO、企業、大学、行政などがこぞって共に公共的なサービスの提供主体となり、子育てやまちづくり、環境、福祉等の身近な分野を担っていくこと。

③ 企業やNPOとのワークショップの開催

「NPOよろず支援員派遣事業」として、CSR支援員が中心となり、企業のCSR活動とNPO等との市民活動を促進することを目的にワークショップを開催している。

※ CSR : 企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)

④ 「あきたスギッチファンド」への補助、運営への参画

県民、企業、行政などの寄付による市民活動団体への助成により、社会全体でNPO活動を支える新たな仕組みとして設立された「NPO法人あきたスギッチファンド」に対し、助成金や資金調達推進員の人件費等の支援を行って

る。

また、ファンドの運営のための運営委員会や助成先決定のための選考委員会に参画している。

⑤ その他の活動環境整備のための支援

NPO等の社会的責任がより一層高くなってきていることから、法人の運営に必要な会計知識の取得や情報収集・情報発信能力の向上を図るため、助成金申請支援セミナーや会計・経理セミナー、個別相談会を実施している。

(4) 協働を支える人材の育成

① 協働セミナーの実施

身近な行政主体である市町村とNPO等との協働を推進するために、県及び市町村職員、NPO等関係者を対象とした、地域コミュニティと協働に関するセミナーを開催している。

② 協働コーディネーター育成研修の実施

多様な主体との協働を推進するため、地域において協働活動を行う組織を支援する中間支援組織やNPO等、企業、大学などで協働に取り組んでいる方々を対象に、協働コーディネーターとしての専門的な知識等の習得に向けた研修を開催している。

③ 地域活力プロデューサー育成塾の開設

県内在住の地域づくりやまちおこしに対し強い意欲をもった人材を対象とする「地域活力プロデューサー育成塾」を開設し、地域固有の素材を活かした新ビジネスの立ち上げや、地域活性化の新たな戦略づくりの手法等について、専門的かつ高度なノウハウを有する地域活性化のリーダーを育成している。

(5) NPO法人に関する広報や啓発

① 情報誌の発行

地域のボランティア・NPO活動を促進するため関連情報を提供したり、情報発信力強化や情報収集を支援することを目的として、県内3地区で情報誌を発行している。

年間発行回数 10回

- 県北 ～ 情報誌名「んだすな」 発行部数：1,500部
- 中央 ～ 情報誌名「かだれ」 発行部数：3,000部
- 県南 ～ 情報誌名「ほんさん」 発行部数：1,500部

② 市民活動情報ネット

秋田県市民活動情報ネットを開設し、トピックス、イベント情報、人材バンク、助成情報、NPOの基礎知識、用語解説等についてインターネットで提供している。

第3 監査の結果及び意見

人口減少や少子高齢化の進行、地方分権の進展など社会経済情勢の大きな変化に的確に対応するため、県や市町村と県民をはじめNPO法人や地縁組織、企業、大学、ボランティアなどの多様な主体が協働し、その総合力で住民サービスの向上や地域の活性化に取り組むことが求められている。

このため、県では県政運営の指針となる「ふるさと元気創造プラン」の戦略の1つに『協働社会構築戦略』を掲げ、多様な主体が協働し、それぞれの役割分担に応じて地域の課題解決や地域での活動に積極的に取り組むことで、地域の力を高め、住民が自主的・主体的となった地域社会の形成を目指すこととしている。

これまで、職員向けの協働推進マニュアルである「秋田県協働推進ガイド（以下、「ガイド」という。）」を策定するとともに、「県民協働行動指針」を策定しながら、協働の取組による豊かで暮らしやすい地域社会の実現に向けて、各種施策事業を展開してきたところである。

今回、県とNPO法人との協働・連携がガイド等に基づき適切に推進されているか、NPO法人等の活動しやすい環境が整備されているかなどを主な着眼点として監査を実施したところ、全庁的に様々な分野で協働事業が実施されており、協働によるメリットが発揮され質の高いサービスが提供されているほか、協働相手のNPO法人からも、「事業の内容はNPO法人の活動目的に合っていた」、「県と対等な関係で事業を実施できた」、「NPO法人の特徴を十分に活かせる機会が得られた」、「人材育成につながった」などの意見や、事業を契機として今後とも県と協働・連携したいとの意向が寄せられるなど、一定の成果が見られた。

しかしながらその一方で、職員の協働に対する認識の向上を求める意見や、事業担当課所によって協働に対する意識に温度差があるなどの意見が寄せられたほか、ガイド等が十分に活用されていないなど、協働・連携の推進に当たってのいくつかの課題も見受けられたところである。

今後の協働・連携の推進について、更なる取組が必要と思われた事項や改善を要する事項について、次のとおり意見として述べる。

1 協働・連携事業の積極的かつ効果的な推進について

(1) 秋田県協働推進ガイドの周知徹底と職員の意識啓発

県がNPO法人等との協働を更に推進するためには、事業担当課所の職員が協働の必要性や意義、協働の基本原則などについて理解を深め、協働の各段階において適切に対応することが不可欠である。

このため、県では職員向けの協働推進マニュアルとしてガイドを策定するとともに、県職員等を対象とした協働セミナーの開催などにより、職員への周知を図っているが、監査の結果、ガイドの存在を知らない職員がいることや、協働と意識せず一般的な外部委託として実施している事業があることなどから、ガイドが必ずしも十分に周知されておらず、事業担当課所の一部には協働の必要性や意義に対する認識不足が見受けられた。また、アンケート調査でも、「各課職員の協働に対する理解度に温度差がある、協働の概念、必要性について徹底した周知が必要である」等の意見があった。

今後、ガイドの周知徹底を図るとともに、職員を対象とした研修会の充実などを通じて、協働・連携に対する職員の更なる意識啓発を図る必要がある。

(2) 協働・連携の推進とコミュニケーションの確保

県の協働事業は、委託、指定管理、補助、実行委員会、共催など様々な形態で

実施されているが、いずれの形態によるにしても協働事業を効果的に進めるためには、協働相手とのコミュニケーションの確保や事業企画への参画といった双方向での取組が重要であり、意見交換や事業企画への参画の機会を積極的に設ける必要がある。

監査の結果、事業の企画段階から意見交換したり、事業実施に当たって十分に協働相手とのコミュニケーションを図りながら実施している事例も見受けられるものの、多くの協働事業では双方向での取組が十分でない状況にある。

アンケート調査では、「協働相手と徹底的に話し合う姿勢を示して欲しい」、「県の財政的理由ではなく高い事業効果を目指した協働をしたい」、「意見を公聴する場を作ってほしい」、「どんな事業が可能か課題等を協議するところから始めるべき」など、企画段階からの協働を望む意見が見られ、また、事業実施後の評価においても協働相手とのコミュニケーションを図りながら協働を実施している事例では、目的の確認、相互の理解が図られたことなどにより、双方の自己評価も高くなる傾向にある。

今後は、協働相手とのコミュニケーションの確保や事業企画への参画など、双方向での取組を拡大するための工夫が必要である。

(3) 協働相手の選定と公平性・参加機会の確保

行政の推進に当たっては公平性、透明性が求められるところであり、協働の推進に当たっても「情報の公開」と「参加機会の平等」が基本原則とされている。ガイドにおいても、協働による取組を増やし、効果的・効率的に進めるためには、協働事業に関する情報を可能な限り分かりやすく詳細に提供する必要があるとしている。

県ではホームページや情報誌により、情報を提供し周知を図っているが、監査の結果、協働に関する庁内各課の共通認識が十分でないこともあり、必ずしも情報公開が徹底されていない状況が見受けられた。また、アンケート調査では、「事業内容について多くの県民に広く周知するように発信して欲しい」、「アクセス方法を簡易化し、美の国あきたネットから多くの情報を発信して欲しい」等の意見が寄せられている。

庁内各課所に対し協働事業に関する情報公開の重要性を改めて周知徹底し、協働相手が必要な情報を分かりやすく容易に入手できるようにする必要がある。

また、協働相手の選定に当たっては、参加機会の平等を前提にしたルールの下で行う必要があるが、今回監査の対象となった全62事業の選定方法の内訳は公募提案方式が26事業、相手先指定方式が27事業、その他が9事業となっており、公平性の観点からより望ましいとされる公募提案方式は42%に止まっている。

事業内容や協働の形態によって選定方法は異なるものではあるが、企画提案を幅広く募ることは新しい企画や協働のパートナーを得る契機となると考えられることから、可能な限り幅広い参加機会を確保することに留意する必要がある。

なお、公募提案方式によって協働相手を募集した事業において、応募が1者しかなく結果的に単独随意契約となり競争原理が働かないという事例が見られたほか、相手先指定方式によった事業においては、「過去の実績を重視した」、「事業の遂行が可能な唯一の団体」といった不透明な理由による事例が見られたところであり、選定に当たっての公平性確保について今一度周知徹底する必要がある。

(4) より良い協働の実現を目指した評価の実施

ガイドでは、事業終了後、協働で事業を実施した双方が事業内容や成果、協働のプロセスの評価を行い、評価結果を取りまとめの上公表することとしている。この評価は、適切な協働関係の構築や改善、より良い協働の実現を目指し事業の

成果を高めるとともに、協働の実践の広がりにつなげることを目的としており重要な作業である。

具体的には、双方が「協働のふりかえりシート」を作成し、これに基づき意見交換を行うというものであるが、監査の結果、「協働のふりかえりシート」による評価を実施しているのは全62事業中34事業（55%）に止まっており、評価結果の公表も行っていないという状況にある。

評価は、協働を更に進め事業成果を高めるためのPDCAサイクルの重要部分であり、その実施等について全庁的な周知徹底が必要である。

2 協働・連携を推進するための環境整備について

(1) 全庁的な協働推進体制の再構築

県では庁内各部局の企画担当班長等で構成する協働推進連絡会議を設置し、全庁的な体制の下で、協働に関する進行管理や検証を行うこととしている。同会議の所掌事項は、①協働の実態の把握、②協働の取組に関する意見・情報交換、③協働の実践の過程で生じた課題等の対策の検討、④協働事業の成功事例の共有、⑤ガイドの効果的な活用と運用となっており、協働を全庁的に推進していく上で極めて重要な役割を担っている。

その活動状況を見ると年1～2回程度の開催で、意見交換や情報交換も活発に行われているとは言えない状況であり、全庁的な協働推進体制としての役割を果たしていないと見受けられる。

同会議が本来の機能を発揮できるかどうか協働社会構築戦略の成否を左右するといっても過言でないことから、構成メンバーや運営方法等について抜本的な見直しが必要である。

(2) 地域のネットワークの充実

県では県北、中央及び県南の3地区にNPOサポートセンターを設置し、NPO法人等に関する相談・情報提供業務を行い、地域におけるボランティア・市民活動の促進を図っている。同センターはそれぞれNPO法人が運営しており、相談件数が年々増加するなど地域に定着してきている。

一方、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、多様な主体との協働により、福祉や環境、防災、災害時の救援活動などの地域課題の解決に取り組むことが期待されているが、地域によって住民、市町村の協働に取り組む積極性に温度差があると言われている。

また、現地密着型の県政推進の役割を担う地域振興局は、総務企画部が協働に関する相談の窓口となっており、一部の地域振興局では定例的にNPO法人等との対話の機会を設けるなど、協働の推進に努めているが、組織的に明確な事務として地方機関における協働の役割は定まっていない状況にある。

アンケート調査に回答した118法人中、主な活動地域をひとつの市町村域内としているのが33法人、複数の市町村域内としているのが35法人の計68法人（58%）が市町村単位での活動を行っていることを考えると、県の協働に関する地域振興局の役割を明確にした上で、NPOサポートセンター、市町村、NPO法人等との連携を強化し、地域振興局単位での地域ネットワークの充実を図る必要がある。

(3) 協働を支える人材育成の推進

県では、多様な主体との合意形成を行い協働をコーディネートすることのできる人材の育成を図るため、行政職員、NPO法人やその中間支援組織の関係者の

ほか、地域の活性化に取り組む企業、団体等を対象とした協働コーディネーター研修を実施しており、平成25年度までに70名の協働コーディネーターを育成する計画である。

協働を更に積極的に推進するためには、協働を支える人材の育成が重要であり、これまでの取組により一定の成果を上げているが、こうした人材が生き生きと活躍できる環境づくりも必要となってくると考えられる。

今後は、育成に止まらず、例えば県事業での活用など、育成されたコーディネーターが活躍できる仕組みづくりにも取り組む必要がある。

第4 おわりに — 協働社会構築に向けて —

県民協働行動指針にあるように、県民、企業、NPO法人、行政等の多様な主体が「新しい公共」の担い手となり、互いに協働しながら、個人の力、地域の力、個人を活かせる豊かな社会を創っていくことが極めて重要である。

とりわけ人口減少や少子高齢化が急速に進行する中で、本県は地域活力の低下が顕著になっており、多様な主体による協働社会構築への取組を加速して進めていく必要がある。

今回、NPO法人との協働・連携についてをテーマに監査を実施した結果、行政の様々な分野で多様な協働事業が実施され、一定の成果を上げていることは認められたところであるが、更に積極的な推進を期待し次の事項について検討されることを要望する。

1 県、市町村、NPO法人等との協働・連携の推進

県と市町村との協働による地域活性化については、権限委譲や機能合体などのこれまでの取組に加え、「秋田県市町村未来づくり協働プログラム」を創設することとし、関連予算を平成24年度当初予算案に計上したところである。これは、平成24年度を「協働の年」と位置付け、ふるさと秋田元気創造プランに掲げた「協働社会構築戦略」の取組を一層強化しようとするものであり、その成果が期待されているところである。

市町村は、住民に最も身近な基礎自治体として、住みよい地域づくりに向け住民の意識と関心を高めるとともに、多様な主体と協働して、様々な地域課題の解決に取り組むことが求められているところであり、同プログラムの推進に当たっては、県と市町村の連携に加え、各市町村におけるNPO法人等との協働・連携が加速的に推進される契機となるよう意を用いて欲しい。

2 NPO法人の組織財政基盤の強化支援

本県のNPO法人認証数は、平成23年3月31日現在で264法人であり、全国第44位、東北では最下位といった状況である。また、NPO法人の主たる資金源は会費収入であり、その組織財政基盤は全体的に脆弱であると言われている。アンケート調査結果でも、資金確保に苦勞されている声が多く寄せられており、法人の存続を危ぶむ声も少なくない状況である。

こうした現実を踏まえると、協働社会構築のためにはNPO法人の組織運営基盤の強化に向けた、思い切った支援を検討する時期に来ているのではないかと思われる。例えば、他県では原則すべての県事業を協働事業としてNPO法人等からの企画提案を受けて予算化する仕組みをとっている事例があり、こうした『一緒にやっぺいこう』という県のメッセージが伝わるような事業制度の検討のほか、協働事業として実施する指定管理者制度における指定管理料のあり方などについても見直しを検討されたい。

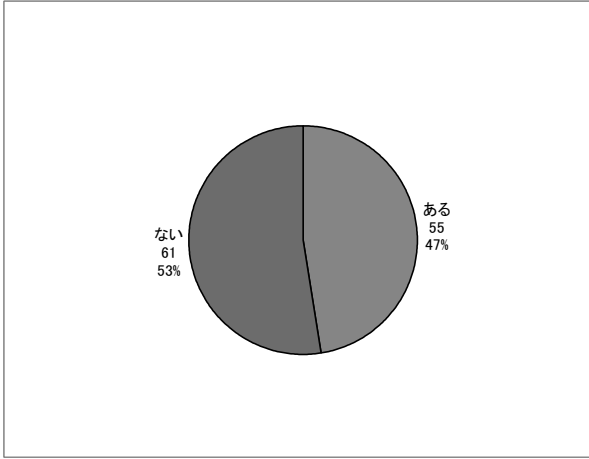
【資料 1】 関係課所調査対象事業

番号	部局名	課所名	協働事業名	事業分野	相手先NPO法人名	協働形態	監査(実地)
1	総務部	総合防災課	水難事故防止強化事業	地域安全	秋田県水難救済会	委託	
2	企画振興部	総合政策課	秋田県政策等の評価に係る外部評価業務委託	その他	秋田県南NPOセンター	委託	
3			秋田県政策等の評価に係る外部評価業務委託	その他	あきた市民政策支援ネットワーク	委託	
4			地域活力創造課	秋田県ゆとり生活創造センター指定管理年度協定	他団体援助	あきたパートナーシップ	指定管理
5		市民活動サポート事業(県南地区)業務委託		他団体援助	秋田県南NPOセンター	委託	◎
6		協働の好事例集作成事業		他団体援助	あきたパートナーシップ	委託	
7		未来を担う子供たちの地域活動への参加促進事業		他団体援助	秋田県北NPO支援センター	委託	◎
8		あきたスギッチファンド支援事業(選考委員会への参画)		他団体援助	あきたスギッチファンド	その他	
9		スポーツ振興課		スポーツチームを活用した人権啓発事業	学術文化	トップスポーツコンソーシアム秋田	委託
10			スポーツ教室開催事業	学術文化	トップスポーツコンソーシアム秋田	委託	◎
11			スポーツ情報提供ホームページ整備事業	学術文化	トップスポーツコンソーシアム秋田	委託	
12			平成22年度スポレクフェスタあきた事業委託	学術文化	こまちハート・オブ・ゴールド	委託	◎
13		健康福祉部	福祉政策課	車いす駐車場「とめません」キャンペーン	保健医療福祉	あい	共催
14	子育て支援課		秋田県児童会館指定管理業務委託	子ども育成	あきた子どもネット	指定管理	◎
15			秋田県児童会館60周年記念事業業務委託	子ども育成	あきた子どもネット	委託	
16			お父さん向け子育て講座開催事業補助	その他	子育て応援Seed	補助	◎
17			親支援プログラム普及事業補助	その他	子育て・高齢者介護サポートばっけの会	補助	◎
18			親支援プログラム普及事業補助	その他	大仙親と子の総合支援センター	補助	
19	健康推進課		秋田県難病相談・支援センター事業	保健医療福祉	秋田県難病団体連絡協議会	委託	
20			地域自殺対策緊急強化事業	その他	秋田いのちの電話	補助	◎
21			地域自殺対策緊急強化事業	その他	蜘蛛の糸	補助	◎
22			地域自殺対策緊急強化事業	その他	秋田県心の健康福祉会	補助	◎
23	生活環境部	県民文化政策課	若者の行動力発揮推進事業(県北)	子ども育成	秋田県北NPO支援センター	委託	
24			伴走型支援実践事業	子ども育成	不登校を考える親の会あきた	委託	◎
25			若者の自立支援セミナー	子ども育成	不登校を考える親の会あきた	共催	◎
26			あきた県民芸術祭2010	学術文化	ほっとアートあきた	共催	◎
27		男女共同参画課	秋田県北部男女共同参画センターの管理	男女共同	秋田県北NPO支援センター	指定管理	◎
28			秋田県中央男女共同参画センターの管理	男女共同	いきいきFネット秋田	指定管理	◎
29			秋田県南部男女共同参画センターの管理	男女共同	秋田県南NPOセンター	指定管理	◎
30		環境管理課	「環境あきた県民塾」運営業務委託	環境保全	あきたNPOコアセンター	委託	
31			「環境の達人」地域派遣事業業務委託	環境保全	あきたNPOコアセンター	委託	
32			ESD東北フォーラム2010inあきた	環境保全	環境あきた県民フォーラム	共催	

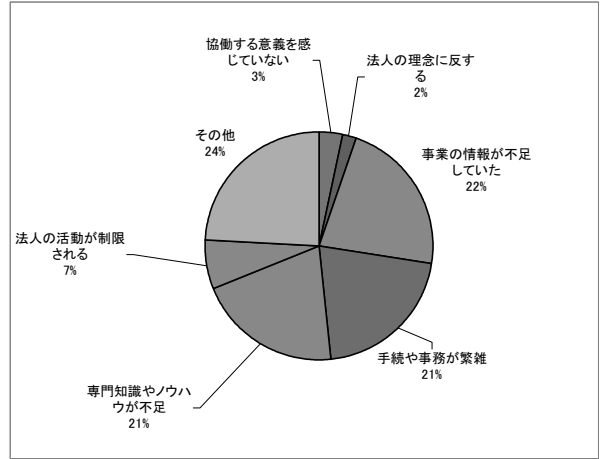
番号	部局名	課所名	協働事業名	事業分野	相手先NPO法人名	協働形態	監査 (実地)
33	生活環境部	温暖化対策課	地域環境施策普及事業	環境保全	環境あきた県民フォーラム	委託	
34			新エネルギー等普及広報サポート事業	環境保全	環境あきた県民フォーラム	委託	
35			秋田版ミニISO普及事業委託	環境保全	環境あきた県民フォーラム	委託	◎
36			うちエコ診断事業	環境保全	環境あきた県民フォーラム	事業協力	
37			第10回あきたエコ&リサイクルフェスティバル	環境保全	環境あきた県民フォーラム	実行委員会	◎
38		環境整備課	海岸漂着物発生抑制普及啓発事業	環境保全	秋田パドラーズ	委託	
39	農林水産部	農林政策課	レディース農業体験研修業務委託	その他	アート夢ネットあきた	委託	
40			レディース農業体験研修業務委託	その他	一里塚	委託	
41		農山村振興課	コミュニティ・ビジネス推進緊急雇用創出事業	環境保全	あきた菜の花ネットワーク	委託	
42			地域資源活用型雇用創出事業	その他	あきた菜の花ネットワーク	委託	
43			地域資源活用型雇用創出事業	その他	田沢湖ふるさとふれあい協議会	委託	
44		流通販売課	「あきた産デューフェア」地産地消等普及啓発業務委託	経済活動	地産地消を進める会	委託	
45			食育普及啓発事業業務委託	子ども育成	あきたNPOコアセンター	委託	
46	産業労働部	雇用労働政策課	秋田県地域若者サポートステーション設置運営事業委託	職能雇用	不登校を考える親の会あきた	委託	
47			サポートステーション・サポート事業委託	職能雇用	不登校を考える親の会あきた	委託	
48	建設交通部	河川砂防課	土砂災害に関する学習会	地域安全	秋田県砂防ボランティア協会	事業協力	
49	地域振興局	山本地域振興局 農林部	森林ボランティア活動支援事業	その他	あきた白神の森倶楽部	補助	
50			森林ボランティア活動支援事業	その他	明るい農村	補助	
51			森林ボランティア活動支援事業	その他	白神ネイチャー協会	補助	
52			森林環境学習活動支援事業	その他	常盤ときめき隊	補助	
53		山本地域振興局 建設部	県単河川等環境維持修繕事業 (草刈り業務委託)	環境保全	明るい農村	委託	
54		秋田地域振興局 総務企画部	男鹿半島・八郎湖周辺ジオツーリズム推進事業	その他	あきた地域資源ネットワーク	委託	
55			八郎湖自然再生活動普及啓発事業	環境保全	はちろうプロジェクト	委託	
56		由利地域振興局 総務企画部	元気なふるさと秋田づくり活動支援事業	学術文化	NPOC(エヌボック)	補助	
57			元気なふるさと秋田づくり活動支援事業	まちづくり	矢島フォーラム	補助	
58			元気なふるさと秋田づくり活動支援事業	子ども育成	E-TECH	補助	
59			私の故郷づくり促進事業	その他	まちづくり人材育成 長善の会	委託	
60		平鹿地域振興局 総務企画部	元気なムラづくり“チャレンジ”支援事業	まちづくり	森の王国サルバ	補助	
61			元気なふるさと秋田づくり活動支援事業	まちづくり	秋田県南NPOセンター	補助	
62		雄勝地域振興局 総務企画部	栗駒山麓エリア誘客促進事業	その他	栗駒山麓遊ゆうの会	委託	
計		23課所	62事業				

【資料 2】 NPO法人と秋田県との協働事業に関するアンケート調査集計

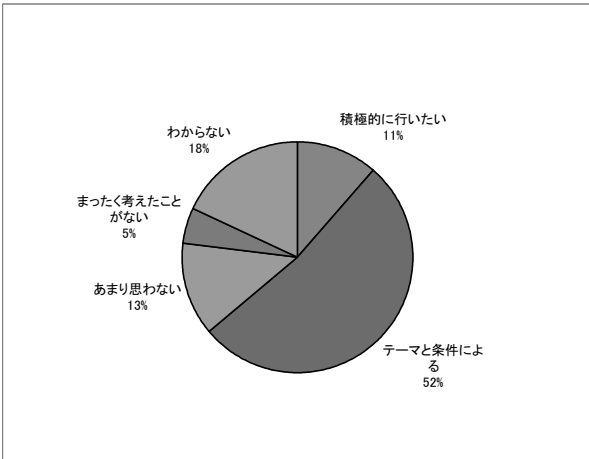
1 今までに秋田県との協働事業に取り組んだ経験はありますか。



1-1 協働事業に取り組まない主な理由は何ですか。



1-2 今後、協働事業に取り組んでみたいと思いますか。

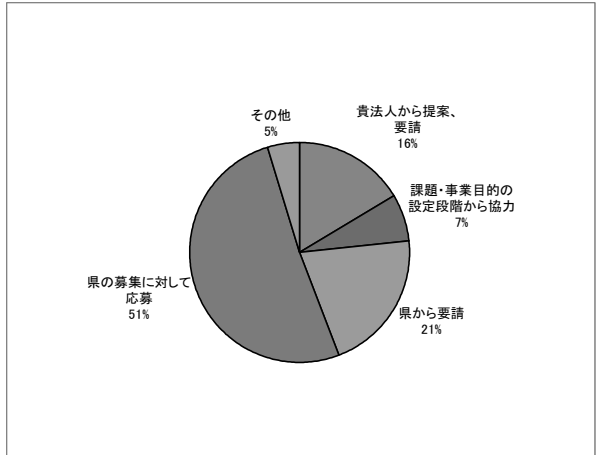


条件として回答があった内容の主なものは、NPO法人の目的と合致することであった。

2 平成22年度(H22.4.1～H23.3.31)に県との協働事業を実施しましたか。

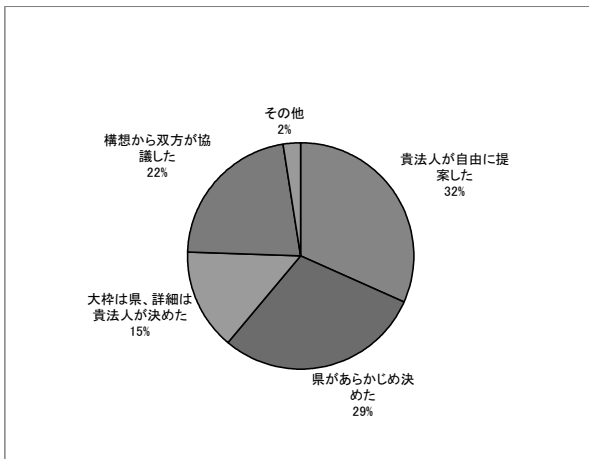
① 実施している	43法人	78%
② 実施していない	12法人	22%

3 県との協働事業に取り組んだきっかけは何ですか。

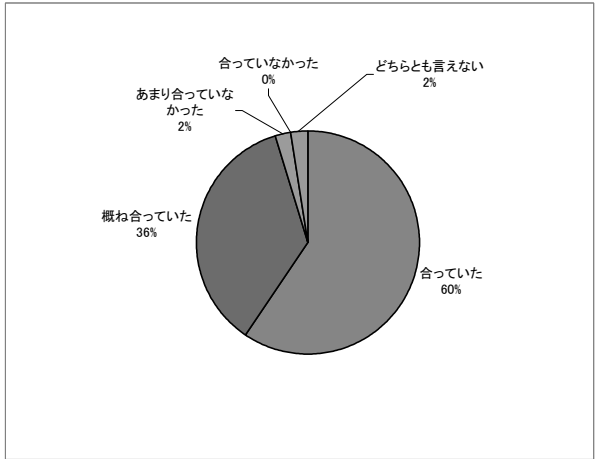


県からの働きかけによるものが72%を占めた。

4 県との協働事業の内容(目的)はどのように決まりましたか。

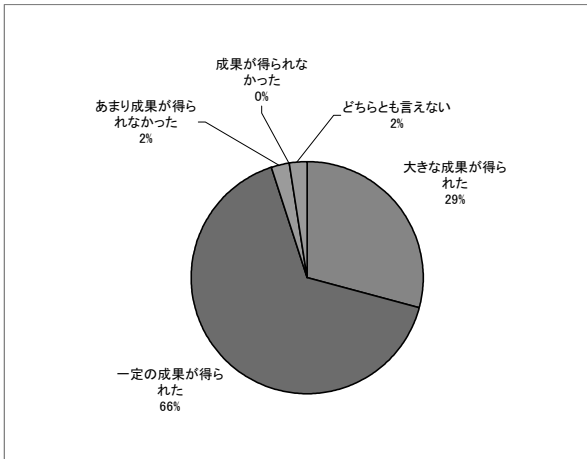


5 県との協働事業は活動理念や目的に合ったものでしたか。



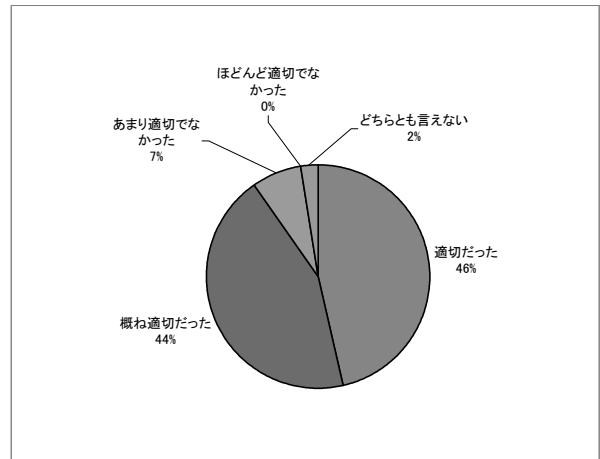
合っていなかったという回答はなかった。

6 県との協働事業の成果をどのように評価していますか。



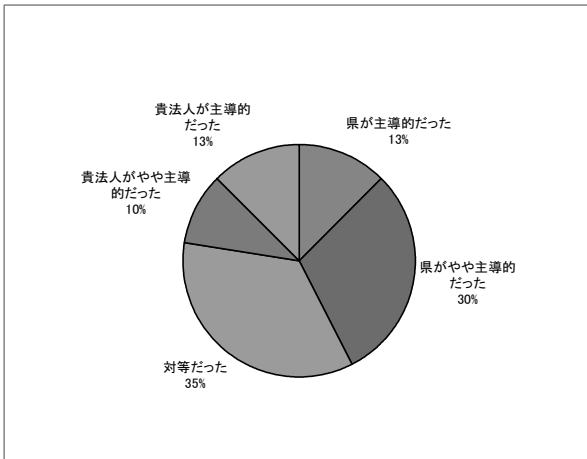
95%は成果があったとの回答であった。

7 協働事業の実施に当たり、県との役割分担、責任分担は適切でしたか。



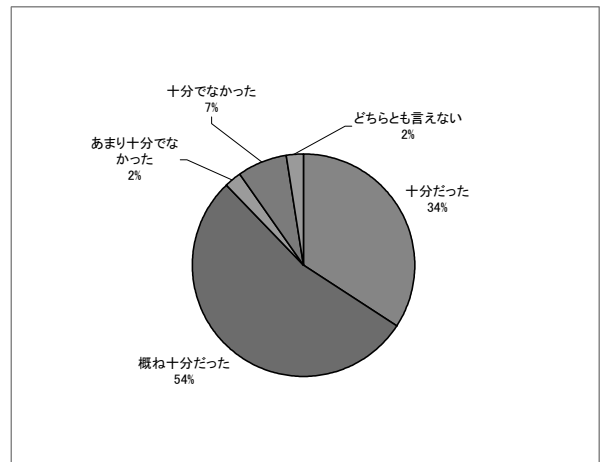
あまり適切でなかったとの理由の主なもの、「一定額の資金を出すことが協働ではない」、「立案時点からの協働が必要である」等であった。

8 協働事業の実施に当たり、県と対等の関係で事業を実施することができましたか。



43%は県が主導的との回答であり、主な理由は「事業目的や計画を県が設定していた」、「事業遂行に当たってNPO法人の裁量がかなり制限された」等であった。また、23%は法人が主導的との回答であった。

9 協働事業の実施に当たり、事前協議は十分行われましたか。

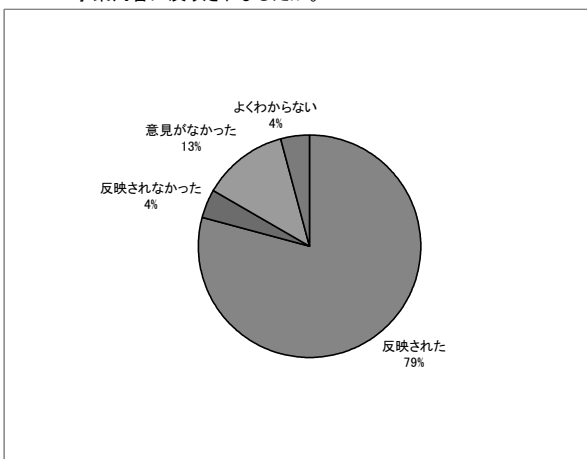


88%が十分だった趣旨の回答であったが、十分でなかった趣旨の回答も9%あった。

10 協働事業の実施途中で県に対して意見を述べたり、協議する機会がありましたか。

- ① あった 29法人 73%
- ② なかった 11法人 28%

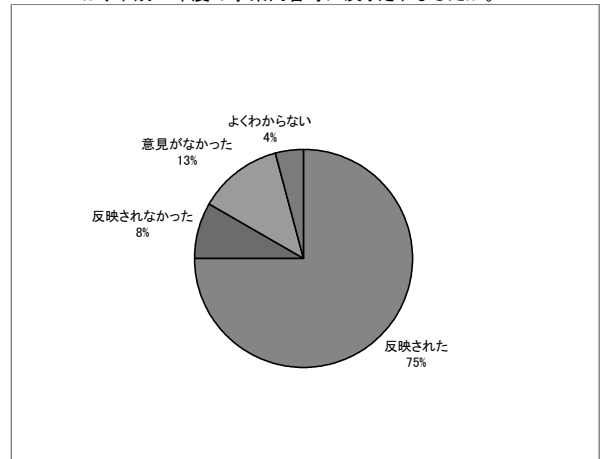
10-1 (10で「あった」と回答した法人に対して)県に対して述べた意見が、事業内容に反映されましたか。



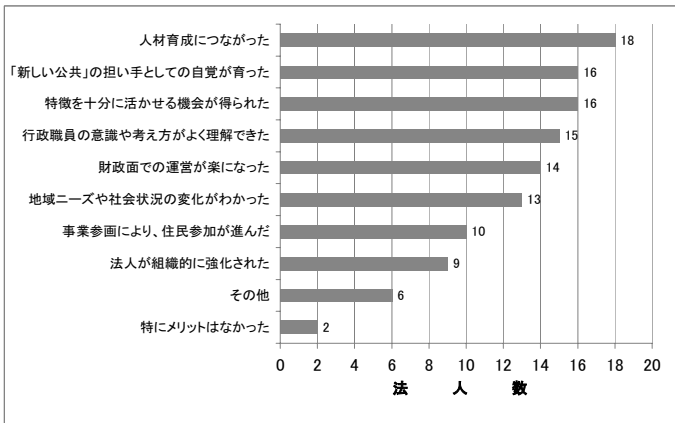
11 協働事業の終了後に県に対して意見を述べる機会がありましたか。

- ① あった 23法人 70%
- ② なかった 10法人 30%

11-1 (11で「あった」と回答した法人に対して)県に対して述べた意見が、平成23年度の事業内容等に反映されましたか。

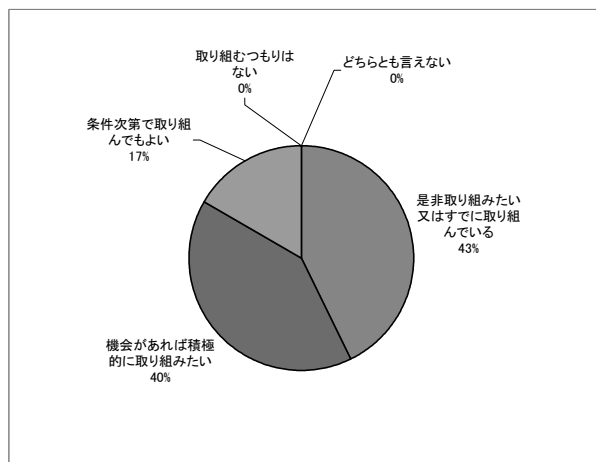


12 県との協働を通じてのメリットは何ですか。



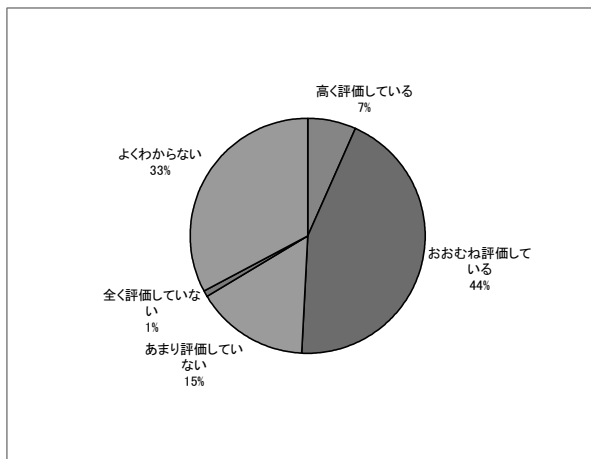
協働事業のメリットについては、「人材育成につながった」が46%と最も多く、次いで、「新しい公共の担い手としての自覚が育った」、「特徴を十分に活かせる機会が得られた」がともに41%であった。
 また、「特にメリットがなかった」との回答が5%あった。
 なお、協働事業によるデメリットについては、ほとんど回答がなかったが、「経済的メリットがない」、「予算が少なく採算がとれない」、「契約期間が年度末と重なり時間的に苦しい事業であった」であった。
 注1) 表中の法人数は重複するものも含んでいる。
 注2) 割合(%)は回答のあった39法人に対するものである。

13 今後、更に県との協働事業に取り組んでみたいと思いますか。



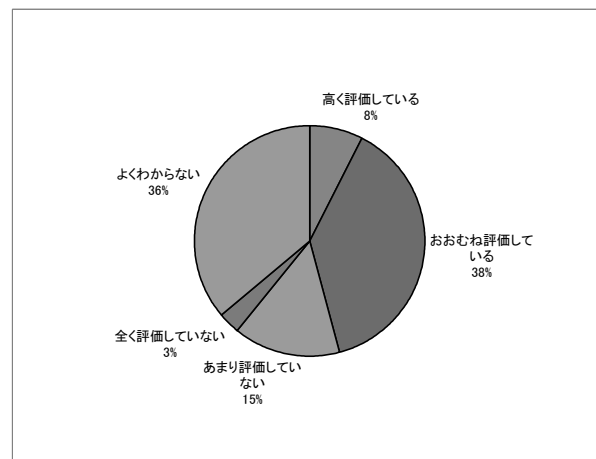
83%は積極的に取り組みたいという回答であった。
 なお、取り組みたい理由の主なもの、「県と取り組んだ方が大きな成果を生み、自分たちの資質向上にもなる」、「行政に不足しているものを補完できる」、「資金的バックアップがある」等であった。

14-1 NPO活動に関する県民の理解や参加の促進について



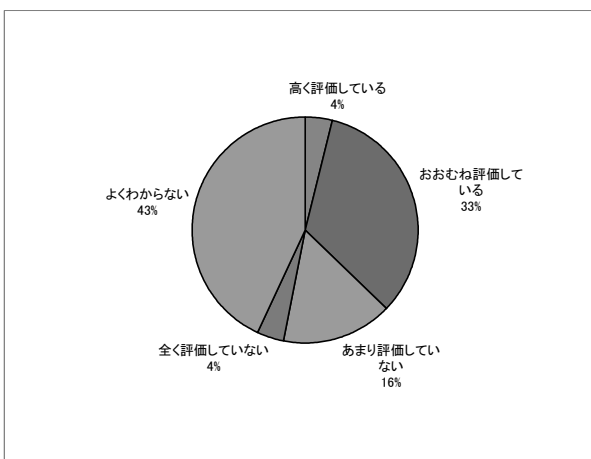
51%が一定の評価をしているが、評価しない趣旨の回答も16%あった。
 評価する理由として「県民の参加や理解が増えている」、「広報や県ホームページ等による啓発活動を行っている」等があった。
 また、評価しない理由として、「担当課のみで全体的な広がりが無い」、「地域住民への周知や理解を高めるための宣伝や機会が乏しい」等があった。
 なお、よく分からない理由の主なもの、「情報不足」、「内容を把握していない」等であった。

14-2 協働事業への資金援助について



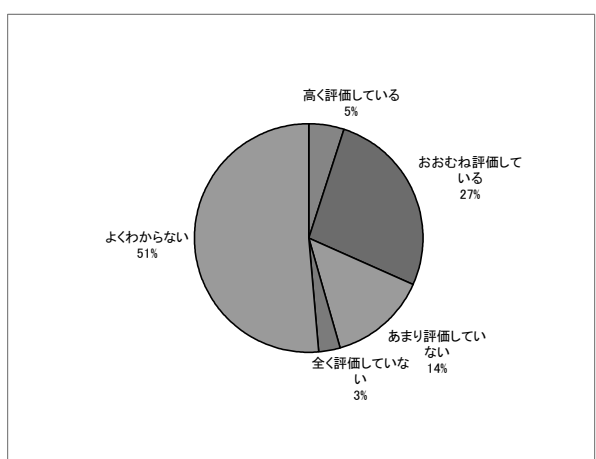
46%が一定の評価をしているが、評価しない趣旨の回答も18%あった。
 評価する理由の主なもの、「補助により運営が可能である」等であり、資金援助の継続を求める意見があった。
 また、評価しない理由の主なもの、「NPO法人の自由度が少ない」、「運営費や人件費も補助してほしい」等であった。
 なお、よく分からない理由の主なもの、「実施状況を精査しないと判断できない」、「情報不足」等であった。

14-3 「協働」への活動拠点(施設、意見交換の機会等)の整備について



37%が一定の評価をしているが、評価しない趣旨の回答も20%あった。
 評価する理由の主なもの、「サポートセンターが意見交換や活動の拠点になっている」、「情報提供」、「担当者による適切な助言」等であった。
 また、評価しない理由の主なもの、「サポートセンターは3か所では足りない」、「遠くて不便」、「存在を知らない」等であった。
 なお、よく分からない理由の主なもの、「拠点の存在や実態が分からない」であった。

14-4 「協働」を推進する人材の育成について



32%が一定の評価をしているが、評価しない趣旨の回答も17%あった。
 評価する理由の主なもの、「いろいろなアイディアで研修会を開催している」、「サポートセンター職員が熱心である」等であった。
 また、評価しない理由の主なもの、「窓口が分からない」、「育成に対するフォローアップがない」、「専門的スキルの向上を目指すべき」等であった。
 なお、よく分からない理由の主なもの、「情報不足」、「どういう人材育成事業があるか分からない」等であった。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松 原 巧	秋田市山王七丁目5番29号